

伊敷西部地域ほか3地域（谷山北部・谷山南部・郡山）における「あいばす」の代替手段に係る運行期間の延長について（道路運送法第21条許可申請関係）

1. 概要

伊敷西部地域ほか3地域における「あいばす」の代替手段について、令和9年度までに順次行う「あいばす」等の運行見直しまでの間、地域住民の日常生活に影響が生じないように、道路運送法第21条許可に基づき、引き続き路線定期運行を行うもの。

2. 事業計画（案） ※運行期間を除き7年度と同じ

- (1) 事業名
かごしま市コミュニティバス「あいばす」
 - (2) 事業形態
道路運送法第21条による乗合旅客の運行
 - (3) 運行形態
路線定期運行
 - (4) 運行事業者
・鶴丸交通株式会社（伊敷西部・谷山北部・谷山南部）
・株式会社あづま交通タクシー（郡山）
 - (5) 運行方法
各地域において現行の「あいばす」と同様の運行ルート、ダイヤで運行する。
 - (6) 運行車両
各地域において特定大型車（ハイエース等）1台で運行（乗車定員9名 ※運転手除く。）
 - (7) 運行期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日（日曜日及び12月31日～1月3日を除く。）
 - (8) 運行日
月曜日～土曜日
 - (9) 運賃（※）
大人（中学生以上） 150円
小人（小学生） 80円
未就学児 無料
 - (10) 決済方法
現金のみ
- (※) 敬老パス提示 50円
友愛パス提示 無料

（参考）年度別利用実績（4月～12月）

（単位：人）

	令和7年度		令和6年度	
	利用者数	1便当たりの利用者数	利用者数	1便当たりの利用者数
伊敷西部	6,480	27	8,505	36
谷山北部	10,864	46	13,773	59
谷山南部	19,087	81	19,414	83
郡山	5,811	25	6,044	26